（証券コード 5724）
平成27年12月３日

株 主 各 位

福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代表取締役 山 田 慶 太

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別の御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後５時30分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1．日　　時　　平成27年12月18日（金曜日） 午前10時
2．場　　所　　福島県郡山市虎丸町３番18号
ホテルハマツ３階 右近の間
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
3．目的事項
報告事項
1 第48期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
2 会計監査人及び監査役会の第48期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
なお、本招集ご通知の株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正をすべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.asaka.co.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）　事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府及び日銀による経済・金融政策を背景に、円安と株価上昇が進みました。その結果、輸出関連企業を中心に業績の改善が見られたものの、物価上昇懸念や消費増税による消費低迷、さらには新興国経済の減速などの影響により、景況感は先行き不透明な状況で推移しました。

当社の主要顧客の属する電子部品・デバイス工業分野においては、スマートフォンやタブレット端末の普及などによる世界的な需要増に加え、円安を背景にした生産の国内回帰も見られるなど、生産活動は回復に向かいつつあります。

また、主力製品である金の価格は、米国の金融緩和縮小の影響により、ドルベースでの価格は下落傾向にありますが、欧州経済の先行き不安や地政学的リスクの高まりなどから底堅く推移し、円安の影響も相まって、前期を上回る水準で推移しました。

このような環境の中、当社グループでは、前年に竣工したいわき工場において、新規事業であるレアメタル・レアアースのリサイクルの事業化に向けて、研究開発・生産技術開発を継続するとともに、同じく前年に子会社化したASAKARIKEN(M)SDN.BHD.の立ち上げを進めてまいりました。マレーシアでの事業推進に関しては、平成27年３月に独立行政法人国際協力機構の中小企業連携促進基礎調査として、当社が提案したマレーシア国における「e-wasteからの有価金属回収事業調査」が採択され、子会社と一体となって調査を進めております。また、既存事業についても、更なる効率化やコスト削減を進め、企業体質の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度においては、採算性の低い取引の見直し等によって販売数量が減少したものの、貴金属価格の上昇と、新たに取得した海外子会社の売上が加わったことによって、売上高は、8,964百万円（前期比9.5％増）となりました。営業利益は、貴金属価格の上昇、取引条件の見直し、製造の効率化や全社的なコスト削減によって、210百万円（前期は402百万円の損失）となり、経常利益は、185百万円（前期は416百万円の損失）となりました。当期純利益は、補助金収入22百万円を特別利益として計上したことによって、125百万円（前期比380.1％増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。なお、各セグメントの金額については、セグメント間取引を含んでおります。

また、当連結会計年度よりセグメント利益の算定方法を変更しております。これは、報告セグメントに直接帰属しない一般管理費を、配賦不能費用として全社費用に含めておりましたが、セグメント別の損益をより明確に管理するために、各セグメントへ配賦する方法に変更しております。なお、前期のセグメント情報は、変更後の方法により作成したものを開示しております。

（貴金属事業）

当事業の主要顧客の属する電子部品・デバイス工業分野の生産は、徐々に上向いておりますが、採算性の低い取引の見直し等によって、貴金属の販売数量は減少しました。一方、貴金属の販売価格が前期の水準を上回ったことに加え、新たに取得した海外子会社の売上が加わったことによって、売上高は、8,133百万円（同10.6％増）となりました。セグメント利益は、貴金属価格の上昇、取引条件の見直し、製造の効率化によるコスト削減等によって、109百万円（前期は323百万円の損失）となりました。

（環境事業）

当事業の主要顧客の属する電子回路基板業界の生産は、回復の足取りが重く、電子回路基板向けエッチング液及び銅ペレットの販売数量は、前期を下回りました。一方、銅ペレットの販売価格は前期をやや上回る水準となり、売上高は765百万円（前期比1.9％増）となりました。セグメント利益は、コスト削減の効果や利益率の高い商品のスポット取引によって、68百万円（前期は98百万円の損失）となりました。

（その他）

その他に含まれるシステム受託開発事業及び運輸事業の売上高は、195百万円（前期比8.8％減）となり、セグメント利益は、8百万円（同53.0％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は102百万円で、セグメントごとの設備投資の概要は以下のとおりであります。なお、設備投資の総額には無形固定資産の金額を含めております。

貴金属事業においては、主に生産設備の更新及び生産能力の強化のために85百万円の設備投資を実施しました。環境事業においては、10百万円の設備投資を実施しました。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は635百万円（前期末比280百万円減）となりました。

なお、当連結会計年度において、長期借入金及び社債による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定成長に向けた事業構造転換に取り組んでおります。

当社の主要なお客様は、電子部品・デバイス工業分野に属しており、同分野の生産は、世界経済の変動によって大きくかつ急激に変動する傾向にあります。また、製品では金を中心とした貴金属及び銅の比率が高く、世界各国の財政政策の動向によって、短期間に価格が大きく変動する可能性があります。

このように、当社の事業は、電子部品・デバイス工業分野の生産と、貴金属及び銅相場の変動の影響を受けやすい状態にあり、事業の安定的な成長を図るためには、これらの影響を受けにくい事業を創出し続けることによって、事業構造の転換を図り、影響度を相対的に引き下げていく必要があります。

以上のことから、当社グループとして重要課題と捉えているものには、次のものが挙げられます。

・新規事業の創出及び海外も含めた新市場の開拓の加速
　組織体制の変革と意識改革によるスピードアップ
・新規事業創出に貢献する研究開発体制の強化
　人的リソースを集中し、開発期間の短縮と研究開発力の強化を図る
・革新しつづける会社を支える人材の活性化
　イノベーションを牽引する人材の採用・育成・評価・登用

(5)　財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第45期 平成24年９月期	第46期 平成25年９月期	第47期 平成26年９月期	第48期 (当連結会計年度) 平成27年９月期
売　上　高（千円）	13,093,102	9,456,326	8,189,813	8,964,944
経常利益又は経常損失（△）（千円）	118,962	190,404	△416,657	185,625
当期純利益（千円）	73,578	116,595	26,204	125,816
１株当たり当期純利益（円）	29.58	46.87	10.53	49.69
総　資　産（千円）	4,514,759	5,132,032	6,621,357	5,504,552
純　資　産（千円）	2,115,410	2,198,370	2,210,944	2,350,220
１株当たり純資産額（円）	848.43	878.58	873.63	920.48

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第45期 平成24年９月期	第46期 平成25年９月期	第47期 平成26年９月期	第48期 (当事業年度) 平成27年９月期
売　上　高（千円）	13,083,795	9,445,619	8,060,059	8,198,747
経常利益又は経常損失（△）（千円）	118,766	195,662	△406,692	207,930
当期純利益（千円）	71,308	122,867	29,440	123,649
１株当たり当期純利益（円）	28.67	49.39	11.84	48.84
総　資　産（千円）	4,483,130	5,114,200	6,276,822	5,154,393
純　資　産（千円）	2,096,685	2,185,918	2,182,806	2,337,817
１株当たり純資産額（円）	840.90	873.57	871.85	918.07

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アサカ弘運株式会社	千円 10,000	100%	運輸業
ASAKARIKEN (M) SDN. BHD.	千リンギット 9,300	60%	レアメタル及び非鉄金属のリサイクル事業

(7) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

事業区分	主要製品
貴金属事業	金地金、銀地金、白金地金、パラジウム、貴金属回収精製処理、各種治具の洗浄・再生、機能部品の再生
環境事業	塩化第二鉄液、使用済み廃液の回収、水処理剤、銅粉、銅ペレット、光触媒、水処理用ろ過材
その他	自動計測検査システム、計測ネットワークシステム、工業薬品の運搬、廃液の収集運搬

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年９月30日現在）

① 当社

・本社及び本社工場　福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
・富久山工場　福島県郡山市富久山町福原字大鏑22番地１
・いわき工場　福島県いわき市泉町黒須野字江越246番地23
・大阪営業所　大阪府吹田市豊津町34番地14号
・九州営業所　福岡県北九州市若松区高須南一丁目１番45号
・台湾支店　中華民国高雄市苓雅區正心里福德一路二二三號三樓之一

② 子会社

・アサカ弘運株式会社　本社　福島県郡山市田村町金屋字新家１番地２
・ASAKARIKEN (M) SDN. BHD.　本社　Plot 96, Lorong Perusahaan Maju 8, Phase 4, Prai Industrial Estate,13600 Perai, Penang, Malaysia

(9) 従業員の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減数
貴金属事業	89（32）名	+5（+10）名
環境事業	14（1）名	△2（−）名
報告セグメント計	103（33）名	+3（+10）名
その他	15（−）名	△2（−）名
全社（共通）	52（5）名	△1（△3）名
合計	170（38）名	−（+7）名

（注）１．従業員数は就業人員（役員、当社グループからグループ外への出向者を除き、兼務役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139（34）名	+1（+3）名	43.0歳	13.1年

（注） 従業員数は就業人員（役員、当社から社外への出向者を除き、兼務役員、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成27年９月30日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	467,453千円
株式会社常陽銀行	309,920千円
株式会社東邦銀行	247,860千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	135,046千円
日本生命保険相互会社	120,000千円
株式会社みずほ銀行	70,000千円
株式会社七十七銀行	50,000千円
株式会社日本政策投資銀行	30,000千円
合計	1,430,279千円

（注） シンジケートローンは、株式会社常陽銀行を主幹事とするその他４行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

(1)　発行可能株式総数　　10,200,000株

(2)　発行済株式の総数　　2,572,300株

(3)　株主数　　2,380名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社モラル・コーポレーション	711,530株	27.99%
株式会社M&F	339,500株	13.35%
株式会社常陽銀行	90,000株	3.54%
株式会社東邦銀行	81,100株	3.19%
日本生命保険相互会社	72,500株	2.85%
第一生命保険株式会社	50,000株	1.97%
東京中小企業投資育成株式会社	50,000株	1.97%
白岩政一	34,700株	1.36%
マネックス証券株式会社	26,101株	1.03%
株式会社SBI証券	26,000株	1.02%

（注）１．当社は、自己株式を29,908株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5)　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年9月30日現在）

		第３回新株予約権
発行決議日		平成23年12月22日
新株予約権の数		73個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　7,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　58,700円 （１株当たり587円）
権利行使期間		自　平成25年12月23日 至　平成33年12月22日
新株予約権の主な行使条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　23個 目的となる株式数　2,300株 保有者数　１名

（注）１．権利行使時において、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

２．新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の１単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

３．その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	山田　慶太	
取締役社長（代表取締役）	野納　敏展	当社管理本部長
取締役	志村　高史	当社執行役員営業本部長
取締役	佐久間　幸雄	当社執行役員技術・開発本部長
取締役	熊谷　　巧	東北イノベーションキャピタル㈱　代表取締役社長 ㈱東北テクノアーチ　取締役 ㈱プロスパイン　取締役 トライポッドワークス㈱　取締役
取締役	三崎　秀央	兵庫県立大学政策科学研究所教授
常勤監査役	大谷　勝男	
監査役	遠藤　政勝	㈱若葉会計センター　代表取締役社長 ㈱ガリバーインターナショナル　監査役 税理士法人　若葉　代表社員
監査役	森　　勝房	アサカ弘運㈱　監査役

（注）１．取締役熊谷巧氏及び取締役三崎秀央氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．常勤監査役大谷勝男氏及び監査役遠藤政勝氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．常勤監査役大谷勝男氏及び監査役森勝房氏は、㈱常陽銀行出身であり、銀行業務の実務経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査役遠藤政勝氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、取締役熊谷巧氏及び取締役三崎秀央氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2名)	67,447千円 (4,695千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	13,748千円 (10,342千円)
合計	9名	81,195千円

（注）1．社外取締役及び社外監査役の支給人員及び支給額は上記（　）内のとおりであります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．当事業年度末日現在の役員の人数は、取締役６名及び監査役３名であります。
4．取締役の報酬限度額は、平成22年12月24日開催の第43期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）及び株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10,000千円以内と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別に、平成23年12月22日開催の第44期定時株主総会において株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額18,000千円以内と決議いただいております。
5．監査役の報酬限度額は、平成22年12月24日開催の第43期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
6．上記の支給額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
・取締役２名　　4,807千円
7．平成22年12月24日開催の第43期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。
・取締役３名　　210,020千円
・監査役２名　　6,720千円（うち社外監査役１名　　5,720千円）

5．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役熊谷巧氏は、東北イノベーションキャピタル株式会社の代表取締役、株式会社東北テクノアーチの取締役、株式会社プロスパインの取締役ならびにトライポッドワークス株式会社の取締役であります。また、当社は、いずれの法人等とも特別の関係はありません。

・取締役三崎秀央氏は、兵庫県立大学政策科学研究所教授であります。また、当社は同大学と特別の関係はありません。

・監査役遠藤政勝氏は、株式会社若葉会計センターの代表取締役社長、株式会社ガリバーインターナショナルの監査役ならびに税理士法人若葉の代表社員であります。また、当社は、いずれの法人等とも特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	熊　谷　　巧	当期中に開催された取締役会16回全てに出席し、報告事項や決議事項について、財務的な見地から意見を述べております。
社外取締役	三　崎　秀　央	当期中に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、報告事項や決議事項について、管理に係わる視点から意見を述べております。
社外監査役（常勤）	大　谷　勝　男	当期中に開催された取締役会16回、監査役会23回全てに出席し、報告事項や決議事項について、銀行出身者の立場で財務的及び会計的な見地から意見を述べております。
社外監査役	遠　藤　政　勝	当期中に開催された取締役会16回、監査役会23回全てに出席し、報告事項や決議事項について、税理士の立場で会計に関して専門的な見地から意見を述べております。

6．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称　新日本有限責任監査法人

(2)　会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要は検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」を下記のとおり改定することを決議いたしました。

［内部統制システム構築の基本方針の概要］

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、企業経営の基本的使命である株主利益追求のため、「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」を社是に掲げ、法令、企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、それぞれの利害関係者に対し、責任を果たすことを目指しております。そのためにはより牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であるとし、当社は以下の事項を実施しております。

① 取締役会は監督機能を有効に働かせるため、複数名の社外取締役を置くこととする。
② 取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
③ 執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
④ 執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
⑤ 取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
⑥ 経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。

（1） 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは企業経営の基本使命を果たすために、社是実現のために「アサカ理研グループ企業憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
② 各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
③ 当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
④ 当社取締役会は代表取締役を議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
⑤ コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動

指針及び「アサカ理研グループ企業憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。

⑥ 当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。適用対象に当社子会社を含めた内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査役への適切な報告体制を確保する。併せて、通報者が匿名を希望しそれが正当と認められる等の場合は、通報者を秘諾するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。

⑦ 当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査役会に報告する。

⑧ 当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。

ａ．株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料

ｂ．取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

ｃ．取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類

ｄ．その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書

② 取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。

③ 総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。

④ 上記文書は10年以上保存する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、委員長を代表取締役とする危機管理委員会を設置する。

② 危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役会に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、

当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。
（想定される危機管理）
ａ．地震、洪水、事故、火災等
ｂ．不適切な業務執行による生産及び販売活動
ｃ．貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等

③ 危機管理委員会は目的別に次の委員会を設置する。
ａ．労働委員会
ｂ．環境委員会
ｃ．品質委員会
ｄ．情報委員会

④ それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する（リスクの吸い上げ）。

⑤ 危機管理委員会は当社グループにおける危機管理対応に関する事項について協議検討し、当社取締役会に付議し、その決議に従う。

⑥ 当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管理対応要領を作成し、提出する。

⑦ 重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを取りまとめ、当社取締役会に提出する。

⑧ 危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。

⑨ 当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。

（4） 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は取締役会を原則月１回定時に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。

② 当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。

③ 当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。

④ 当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。

⑤ 当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。

(5)　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①　当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において３ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。

②　当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。

③　当社の監査役、監査役会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。

④　当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。

⑤　当社取締役会の意思決定の透明性、客観性等を確保するため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。

⑥　当社の監査役会、監査役、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。

(6)　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役付を置くことができる。

(監査役付)

ａ．監査役付に必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。

ｂ．監査役付の職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。

ｃ．監査役付は当社グループ各社の監査業務の事務局となる。

(7)　当社の監査役が求める監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役付の人事考課は常勤監査役が行う。

②　監査役付の異動には監査役会の決議又は監査役の同意が必要。

③　監査役付は当社グループ各社の監査役を兼務できるが、業務執行にかかる役職は兼務できない。

④　監査役付は、監査役の指揮命令の下、監査役が有する調査権限を行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査役付からの要請を受けた場合、これに協力する。

(8)　当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

①　執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。

② 代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
③ その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
④ 監査役は取締役会への出席義務がある。
⑤ その他監査役は以下の権限を有する。
ａ．あらゆる会議に出席できる。
ｂ．あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
ｃ．監査役付に調査をさせることができる。
ｄ．内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
ｅ．代表取締役及び当社グループ各社の監査役と定期的に情報交換を行う。
ｆ．監査法人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
ｇ．内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
⑥ 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。

(9) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役（監査役が存在しない当社子会社の場合は直接当社監査役。以下同じ。）に対して報告するものとし、報告を受けた各社の監査役は、これを当社監査役に対して速やかに報告する。

(10) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

（11） 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

（12） その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査の透明性、客観性等を確保するため、監査役のうち過半数を社外監査役とする。

② 内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査役、監査法人と緊密に連携し、調整する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会では、法令、企業理念を遵守し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するために、内部統制システムを構築し、その運用状況を確認のうえで、継続的な改善及び強化に努めております。当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

① 取締役会を16回開催し、取締役及び執行役員、使用人の業務執行状況を報告し、重要事項並びに経営戦略について審議を行っております。また、当社の子会社であるアサカ弘運株式会社及びＡＳＡＫＡＲＩＫＥＮ(M)ＳＤＮ．ＢＨＤ．は、当社取締役会において毎月、業務執行状況について報告しております。

② 監査役会を23回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款などの遵守について、監査いたしました。

③ 当社は、危機管理規程に基づき、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会は、当社グループにおけるリスク評価をもとに危機管理対応要領を作成し、取締役会へ報告を行い、承認を受けております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。
また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	2,392,847
現金及び預金	1,231,290
受取手形及び売掛金	314,690
商品及び製品	393,890
仕掛品	206,278
原材料及び貯蔵品	59,002
繰延税金資産	44,684
その他	143,010
固定資産	3,111,705
有形固定資産	2,829,850
建物及び構築物	1,225,821
機械装置及び運搬具	347,710
土地	1,206,024
リース資産	4,636
建設仮勘定	24,811
その他	20,846
無形固定資産	23,657
投資その他の資産	258,197
投資有価証券	56,549
退職給付に係る資産	78,904
その他	122,776
貸倒引当金	△32
資産合計	5,504,552

負債の部	
流動負債	1,558,469
買掛金	135,923
短期借入金	807,904
１年内償還社債	210,000
リース債務	3,484
未払法人税等	15,506
賞与引当金	86,135
その他	299,513
固定負債	1,595,862
社債	250,000
長期借入金	943,666
リース債務	1,045
繰延税金負債	127,674
長期未払金	223,574
資産除去債務	49,901
負債合計	3,154,331
純資産の部	
株主資本	2,335,463
資本金	504,295
資本剰余金	351,422
利益剰余金	1,496,169
自己株式	△16,423
その他の包括利益累計額	4,761
その他有価証券評価差額金	14,813
為替換算調整勘定	1,435
退職給付に係る調整累計額	△11,486
新株予約権	3,731
少数株主持分	6,264
純資産合計	2,350,220
負債・純資産合計	5,504,552

連結損益計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

売上高		8,964,944
売上原価		7,495,703
売上総利益		1,469,241
販売費及び一般管理費		1,258,431
営業利益		210,810
営業外収益		
受取利息	179	
受取配当金	3,632	
受取賃貸料	8,770	
その他	6,928	19,511
営業外費用		
支払利息	29,251	
地金借入料	4,675	
為替差損	7,200	
その他	3,568	44,695
経常利益		185,625
特別利益		
固定資産売却益	705	
補助金収入	22,333	
新株予約権戻入益	364	23,402
特別損失		
固定資産売却損	348	
固定資産除却損	4,361	4,709
税金等調整前当期純利益		204,318
法人税、住民税及び事業税	9,997	
法人税等調整額	89,236	99,234
少数株主損益調整前当期純利益		105,084
少数株主損失		△20,732
当期純利益		125,816

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年10月１日残高	504,295	339,295	1,356,465	△46,476	2,153,579
会計方針の変更による累積的影響額			51,200		51,200
会計方針の変更を反映した平成26年10月1日残高	504,295	339,295	1,407,665	△46,476	2,204,779
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△37,312		△37,312
当期純利益			125,816		125,816
自己株式の取得				△38	△38
自己株式の処分		12,126		30,091	42,218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	12,126	88,504	30,053	130,683
平成27年９月30日残高	504,295	351,422	1,496,169	△16,423	2,335,463

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年10月１日残高	24,356	755	△5,523	19,587	14,086	23,690	2,210,944
会計方針の変更による累積的影響額							51,200
会計方針の変更を反映した平成26年10月1日残高	24,356	755	△5,523	19,587	14,086	23,690	2,262,144
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△37,312
当期純利益							125,816
自己株式の取得							△38
自己株式の処分							42,218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△9,542	679	△5,962	△14,826	△10,355	△17,425	△42,607
連結会計年度中の変動額合計	△9,542	679	△5,962	△14,826	△10,355	△17,425	88,076
平成27年９月30日残高	14,813	1,435	△11,486	4,761	3,731	6,264	2,350,220

連結注記表

Ⅰ．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	アサカ弘運株式会社 ASAKARIKEN（M）SDN.BHD.

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ASAKARIKEN(M)SDN.BHD.の決算日は６月30日であります。

当連結会計年度において、ASAKARIKEN（M）SDN.BHD.は決算日を３月31日から６月30日に変更しております。なお、当連結会計年度における会計期間は、平成26年10月１日から平成27年６月30日までの９カ月となっております。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、６月30日から連結決算日９月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3．会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①	有価証券	
	満期保有目的の債券	償却原価法
	その他有価証券	
	時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法
②	デリバティブ	時価法
③	たな卸資産	
	商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
	製品・仕掛品・原材料	個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３～60年
機械装置及び運搬具	２～15年
その他	２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用）の減価償却方法は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給の見込額のうち、当連結会計年度における負担額を計上しております。

(4) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

請負工事及び受注制作のソフトウエアに係る収益の認識は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 重要な繰延資産の計上方法

社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

③ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。ただし、金額的重要性の乏しいものについては、当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅲ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が15,525千円減少し、退職給付に係る資産が62,901千円、利益剰余金が51,200千円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産額は20.58円増加しております。

Ⅳ．表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において区分掲記しておりました「立替金」（当連結会計年度は108,242千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	726,084千円	(263,162千円)
機械装置及び運搬具	6,378千円	(6,378千円)
土地	893,708千円	(266,210千円)
その他	13千円	(13千円)
計	1,626,184千円	(535,764千円)

(2) 担保に係る債務

短期借入金	580,965千円	(445,282千円)
長期借入金	471,407千円	(－千円)
計	1,052,373千円	(445,282千円)

上記のうち（　）内書は工場財団抵当を示しております。

2．有形固定資産の減価償却累計額　　2,936,344千円

3．財務制限条項

当社グループの借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末残高467,453千円）には、平成27年９月以降に終了する事業年度における純資産及び経常利益が、一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

Ⅵ．連結損益計算書に関する注記

補助金収入

当連結会計年度において、「平成23年度希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金」による補助金収入22,333千円を計上しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	2,572,300	－	－	2,572,300

2．自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	84,798	10	54,900	29,908

（注）1．自己株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2．自己株式数の減少54,900株は、ストック・オプションの行使に伴う譲渡によるものであります。

3．当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	7,300株	13,200株
新株予約権の残高	1,328千円	2,402千円

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	37,312	15	平成26年9月30日	平成26年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年12月18日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の金額	38,135千円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15円
基準日	平成27年9月30日
効力発生日	平成27年12月21日

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金や設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済または償還の期日は最長で期末日後13年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権の回収及び外貨建債務の支払いに係る将来の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、主として与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手が高格付けを有する銀行に限定されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権の回収及び外貨建債務の支払いについて、将来の為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

③ 資金調達における流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	1,231,290	1,231,290	－
（2）受取手形及び売掛金	314,690	314,690	－
（3）投資有価証券	56,549	56,549	－
（4）買掛金	(135,923)	(135,923)	－
（5）短期借入金	(674,814)	(674,814)	－
（6）社債	(460,000)	(460,918)	△918
（7）長期借入金	(1,076,756)	(1,063,294)	13,462
（8）デリバティブ取引	24,472	24,472	－

（＊1）負債に計上されているものについては（　）で示しております。

（＊2）短期借入金から1年内返済長期借入金を除き、長期借入金に含めて記載しております。

（＊3）社債には1年内償還予定社債を含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)　現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)　投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。なお、その他有価証券の取得原価、連結貸借対照表計上額、及びこれらの差額は以下のとおりであります。

区　　分	種　　類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　　式	56,549	35,394	21,155
	小　　計	56,549	35,394	21,155
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　　式	－	－	－
	小　　計	－	－	－
合　　計		56,549	35,394	21,155

負債

(4)　買掛金、(5)　短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)　社債、(7)　長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分し、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(8)　デリバティブ取引

①　ヘッジ会計が適用されていないもの

連結決算日における契約額、時価及び評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

区　　分	種　　類	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時　　価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	436	－	△2	△2
	買建				
	米ドル	19,189	－	△104	△104
	通貨スワップ取引				
	受取　米ドル				
	支払　ﾏﾚｰｼｱﾘﾝｷﾞｯﾄ	187,960	187,960	24,578	24,578
合　　計		207,586	187,960	24,472	24,472

※　為替予約取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当するものはありません。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
出　資　金	20

これについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算後の償還予定額

	１年以内（千円）
預　金	1,230,113
受取手形及び売掛金	314,690
合　計	1,544,803

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	133,089	150,400	149,433	129,401	129,281	385,150
社　債	210,000	40,000	10,000	200,000	－	－
合　計	343,089	190,400	159,433	329,401	129,281	385,150

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　920 円 48銭
１株当たり当期純利益　　49 円 69銭

Ⅹ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	2,271,191
現金及び預金	1,095,647
受取手形	25,241
売掛金	262,574
商品及び製品	393,890
仕掛品	206,278
原材料及び貯蔵品	16,527
関係会社短期貸付金	87,900
繰延税金資産	44,331
その他	138,799
固定資産	2,883,202
有形固定資産	2,486,613
建物	832,546
構築物	148,370
機械及び装置	256,079
車両運搬具	287
工具、器具及び備品	13,856
土地	1,206,024
リース資産	4,636
建設仮勘定	24,811
無形固定資産	22,230
投資その他の資産	374,358
投資有価証券	56,549
関係会社株式	52,699
関係会社長期貸付金	75,600
前払年金費用	91,366
その他	98,175
貸倒引当金	△32
資産合計	5,154,393

負債の部	
流動負債	1,523,022
買掛金	150,154
短期借入金	772,648
１年内償還社債	210,000
リース債務	3,484
未払法人税等	15,434
賞与引当金	84,725
その他	286,575
固定負債	1,293,553
社債	250,000
長期借入金	662,189
リース債務	1,045
繰延税金負債	113,676
長期未払金	216,740
資産除去債務	49,901
負債合計	2,816,575
純資産の部	
株主資本	2,319,273
資本金	504,295
資本剰余金	351,422
資本準備金	339,295
その他資本剰余金	12,126
利益剰余金	1,479,979
利益準備金	21,030
その他利益剰余金	1,458,949
配当平均積立金	56,000
固定資産圧縮積立金	260,560
別途積立金	506,500
繰越利益剰余金	635,889
自己株式	△16,423
評価・換算差額等	14,813
その他有価証券評価差額金	14,813
新株予約権	3,731
純資産合計	2,337,817
負債・純資産合計	5,154,393

損　益　計　算　書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

売上高		
製品売上高	7,907,109	
商品売上高	291,637	8,198,747
売上原価		6,737,986
売上総利益		1,460,760
販売費及び一般管理費		1,207,381
営業利益		253,378
営業外収益		
受取利息	2,075	
受取配当金	3,632	
受取賃貸料	10,145	
その他	6,662	22,515
営業外費用		
支払利息	19,066	
社債利息	4,059	
為替差損	36,594	
その他	8,243	67,964
経常利益		207,930
特別利益		
固定資産売却益	165	
補助金収入	22,333	
新株予約権戻入益	364	22,863
特別損失		
固定資産売却損	112	
固定資産除却損	4,361	4,473
税引前当期純利益		226,320
法人税、住民税及び事業税	9,925	
法人税等調整額	92,745	102,670
当期純利益		123,649

株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当平均積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
平成26年10月１日残高	504,295	339,295	－	339,295	21,030	56,000	268,990	506,500
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した平成26年10月1日残高	504,295	339,295	－	339,295	21,030	56,000	268,990	506,500
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の取崩							△8,430	
自己株式の取得								
自己株式の処分			12,126	12,126				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	12,126	12,126	－	－	△8,430	－
平成27年９月30日残高	504,295	339,295	12,126	351,422	21,030	56,000	260,560	506,500

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
平成26年10月１日残高	494,727	1,347,248	△46,476	2,144,362	24,356	24,356	14,086	2,182,806
会計方針の変更による累積的影響額	46,393	46,393		46,393				46,393
会計方針の変更を反映した平成26年10月1日残高	541,120	1,393,641	△46,476	2,190,756	24,356	24,356	14,086	2,229,199
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△37,312	△37,312		△37,312				△37,312
当期純利益	123,649	123,649		123,649				123,649
固定資産圧縮積立金の取崩	8,430	－		－				－
自己株式の取得			△38	△38				△38
自己株式の処分			30,091	42,218				42,218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△9,542	△9,542	△10,355	△19,898
事業年度中の変動額合計	94,768	86,337	30,053	128,517	△9,542	△9,542	△10,355	108,618
平成27年９月30日残高	635,889	1,479,979	△16,423	2,319,273	14,813	14,813	3,731	2,337,817

個別注記表

Ⅰ．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1） 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

（2） デリバティブ　時価法

（3） たな卸資産

商品	個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
製品・仕掛品・原材料	個別法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～60年
構築物	５～50年
機械及び装置	２～15年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～20年

（2） 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用）の減価償却方法は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給の見込額のうち、当事業年度における負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

請負工事及び受注制作のソフトウエアに係る収益の認識は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅲ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,839千円減少し、前払年金費用が68,315千円、繰越利益剰余金が46,393千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産額は18.65円増加しております。

Ⅳ．表示方法の変更に関する注記

１．貸借対照表関係

前事業年度において区分掲記しておりました「立替金」（当事業年度は108,780千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」（前事業年度は15,000千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

２．損益計算書関係

前事業年度において区分掲記しておりました「地金借入料」（当事業年度は4,675千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1） 担保に供している資産

建物	722,425千円	（259,504千円）
構築物	3,658千円	（3,658千円）
機械及び装置	6,378千円	（6,378千円）
工具、器具及び備品	13千円	（13千円）
土地	893,708千円	（266,210千円）
計	1,626,184千円	（535,764千円）

（2） 担保に係る債務

短期借入金	580,965千円	（445,282千円）
長期借入金	471,407千円	（－千円）
計	1,052,373千円	（445,282千円）

上記のうち（ ）内書は工場財団抵当を示しております。

2．有形固定資産の減価償却累計額

2,822,433千円

3．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

ASAKARIKEN(M) SDN.BHD.	184,138千円
計	184,138千円

4．関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	107,305千円
長期金銭債権	75,600千円
短期金銭債務	20,716千円

5．財務制限条項

当社の借入金のうち、シンジケートローン契約（当事業年度末残高467,453千円）には、平成27年９月以降に終了する事業年度における純資産及び経常利益が、一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引	186,552千円
営業取引以外の取引	3,294千円

2．補助金収入

当事業年度において、「平成23年度希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金」による補助金収入22,333千円を計上しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	84,798	10	54,900	29,908

（注）1．自己株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2．自己株式数の減少54,900株は、ストック・オプションの行使に伴う譲渡によるものであります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8％から、平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。

この税率変更により、流動資産に表示されている繰延税金資産の金額は2,703千円、固定負債に表示されている繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は9,417千円減少し、その他有価証券評価差額金が533千円増加しております。また、当事業年度の当期純利益は、税金費用（法人税等調整額）の減少により6,180千円増加しております。

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ASAKARIKEN(M) SDN. BHD.	所有 直接60%	材料の仕入 資金の援助 債務保証 役員の派遣	資金の貸付(注)1	99,900千円	関係会社短期貸付金	72,900千円
				資金の回収	27,000千円	関係会社長期貸付金	75,600千円
				利息の受取(注)1	1,623千円	受取利息	1,623千円
				未収利息(注)1	2,384千円	その他(流動資産)	2,384千円
				債務保証(注)2	184,138千円	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．ASAKARIKEN(M) SDN. BHD.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2．ASAKARIKEN(M) SDN. BHD.の銀行借入（期限６年）につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

Ⅹ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	918 円 07銭
１株当たり当期純利益	48 円 84銭

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

株式会社アサカ理研
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　山　憲　二　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社アサカ理研の平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサカ理研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

株式会社アサカ理研
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　山　憲　二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アサカ理研の平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第４８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月16日

株式会社アサカ理研　監査役会

常勤監査役　大谷勝男　㊞

監査役　遠藤政勝　㊞

監査役　森　勝房　㊞

（注）監査役　大谷勝男、監査役　遠藤政勝は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定配当を継続的に行うとともに、企業体質の強化と内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本としております。

こうした考え方のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金15円　配当総額　38,135,880円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年12月21日

第２号議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

② 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものです。

③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行うものです。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

④ 機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう第32条（剰余金の配当等）及び第33条（剰余金の配当の基準日）を新設し、これに伴い、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）及び第38条（中間配当）を削除するものです。

⑤ 上記のほか、条数等所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（2） 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行通り）
第4条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第5条（条文省略）	第5条（現行通り）
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行通り）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行通り）
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
第18条(取締役の員数) 当会社の取締役は、9名以内とする。	第18条(取締役の員数) 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新設）	

現行定款	変更案
第19条(取締役の選任) 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第19条(取締役の選任) 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	2 (現行通り)
第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条(取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	3 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
(新設)	4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（新設）	5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条（取締役会の招集及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。	第21条（取締役会の招集及び議長） （現行通り）
2 前項の代表取締役に事故のある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。	（現行通り）
3 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日の３日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
4 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	4 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	第22条（重要な業務執行の委任） 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第22条～第24条（条文省略）	第23条～第25条（現行通り）
第25条(取締役会の決議の省略) 当会社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第26条(取締役会の決議の省略) 当会社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第26条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議により定める。	第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
第27条(社外取締役の責任免除) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。	第28条(取締役の責任免除) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

現行定款	変更案
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員会
第28条～第35条（条文省略）	（削除）
（新設）	第29条(監査等委員会の招集) 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	第30条(監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　計算	第6章　計算
第36条（条文省略）	第31条（現行通り）
（新設）	第32条(剰余金の配当等) 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（新設）	第33条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年９月30日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年３月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第37条（剰余金の配当の基準日） 当会社は、株主総会の決議により毎年９月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	（削除）
第38条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年３月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。	（削除）
第39条 （条文省略）	第34条 （現行通り）

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、本総会終結の時をもって、取締役６名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田慶太（やまだけいた） （昭和29年８月３日生）	昭和48年４月 アサカ理研工業株式会社 （現当社）入社 昭和55年７月 当社取締役 昭和56年６月 アサカエムアール株式会社 代表取締役 昭和60年３月 当社代表取締役 昭和63年10月 当社取締役 平成元年９月 当社専務取締役 平成３年７月 当社代表取締役副社長 平成４年４月 アサカ弘運株式会社 代表取締役社長 平成５年４月 アサカエムアール株式会社 取締役(平成15年10月当社による吸収合併) 平成６年11月 当社代表取締役社長 平成10年７月 アサカ弘運株式会社 代表取締役 平成25年12月 当社代表取締役会長（現任）	2,680株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	志村高史（しむらたかし） （昭和30年４月23日生）	昭和53年４月 横浜丸中青果株式会社入社 昭和55年１月 親和物産株式会社入社 平成３年３月 住友金属鉱山株式会社入社 平成14年１月 アサカ理研工業株式会社（現当社）入社 平成14年４月 当社執行役員 平成16年５月 当社執行役員ENV事業部長 平成20年７月 アサカ弘運株式会社取締役 平成20年12月当社取締役（現任） 平成21年11月アサカ弘運株式会社代表取締役社長 平成22年７月 当社執行役員貴金属事業部長 平成22年10月アサカ弘運株式会社取締役 平成27年４月 当社執行役員営業本部長（現任）	400株
3	佐久間幸雄（さくまゆきお） （昭和31年10月24日生）	昭和54年４月 コビシ電機株式会社入社 昭和57年４月 日本国有鉄道（現東日本旅客鉄道株式会社）入社 平成元年11月 アサカ理研工業株式会社（現当社）入社 平成16年５月 当社執行役員RMF事業部長 平成20年12月当社取締役（現任） 平成22年７月 当社執行役員技術・開発本部長（現任）	800株
4 ※	佐久間良一（さくまりょういち） （昭和34年２月18日生）	昭和56年４月 アサカ理研工業株式会社（現当社）入社 平成５年４月 アサカエムアール株式会社取締役（平成15年10月当社による吸収合併） 平成17年４月 当社システム事業部長 平成21年10月当社環境事業部営業部長 平成25年12月当社執行役員貴金属事業部製造部長 平成27年４月 当社執行役員製造本部長（現任）	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、本総会終結の時をもって監査役３名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	野納（やのう）敏展（としのぶ） （昭和23年12月７日生）	昭和46年４月　日鉄鉱業株式会社入社 平成９年７月　同社環境営業部長 平成13年４月　同社機械・環境営業部長 平成15年６月　同社取締役 平成19年６月　同社常務取締役（機械環境部門、研究開発部門管掌） 平成23年６月　同社退任 平成23年12月　当社社外取締役 平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）	4,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	くまがい　こう 熊谷　巧 （昭和23年９月13日生）	昭和46年４月　日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 平成元年３月　株式会社日興リサーチセンター（現日興リサーチセンター株式会社）経営調査部長 平成９年12月　同社常務取締役 平成11年３月　日興キャピタル株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）常務取締役 平成13年６月　同社取締役社長 平成15年１月　日興アントファクトリー株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）代表取締役会長 平成15年10月　東北イノベーションキャピタル株式会社代表取締役社長（現任） 平成16年６月　株式会社東北テクノアーチ取締役（現任） 平成19年５月　株式会社松栄工機（現株式会社プロスパイン）取締役（現任） 平成19年９月　アサカ理研工業株式会社（現当社）社外取締役（現任） 平成21年４月　トライポッドワークス株式会社取締役（現任）	3,500株
3	みさきひでお 三崎秀央 （昭和46年11月１日生）	平成11年４月　福島大学経済学部助教授 平成16年10月　福島大学経済経営学類助教授（改組） 平成16年10月　株式会社協創研取締役 平成18年４月　兵庫県立大学経営学部助教授 平成19年４月　兵庫県立大学経営学部准教授（呼称変更） 平成19年12月　アサカ理研工業株式会社（現当社）社外取締役（現任） 平成21年４月　兵庫県立大学経営学部教授 平成26年４月　兵庫県立大学政策科学研究所教授（現任）	1,100株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．熊谷巧、三崎秀央の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由
社外取締役候補者である熊谷巧氏は、事業法人の経営者としての十分な経験、実績、見識を有し、三崎秀央氏は、大学経営学部の教授としての十分な知識と見識を有しております。また、社外取締役候補者両氏は業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補といたしました。
(2) 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
熊谷巧、三崎秀央の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって熊谷巧氏が８年３ヶ月、三崎秀央氏が８年となります。
(3) 当社は、熊谷巧及び三崎秀央の両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、独立役員としての届出を継続する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
遠藤　健太郎 （えんどう　けんたろう） （昭和41年８月５日生）	平成３年10月 監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）東京事務所入社 平成12年３月 公認会計士遠藤事務所代表（現任） 平成13年５月 株式会社若葉会計センター代表取締役(現任) 平成17年８月 税理士法人若葉設立 平成17年11月 アサカ弘運株式会社取締役 平成19年８月 株式会社パステル監査役（現任） 平成22年４月 株式会社エムシー代表取締役（現任） 平成26年４月 郡山市包括外部監査人（現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．遠藤健太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
遠藤健太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．遠藤健太郎氏は、当社の特定関係事業者であるアサカ弘運株式会社の取締役となったことがありますが、同社の業務執行は行っておりません。なお、同氏は同社取締役を平成25年11月に退任しております。

第６号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成22年12月24日開催の第43期定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)及び株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10,000千円以内とする旨のご承認いただき、また、上記の報酬限度額とは別に、平成23年12月22日開催の第44期定時株主総会において、取締役に対するストックオプション報酬額として新株予約権を年額18,000千円以内で発行する旨のご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の定めを以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されますと、４名となります。本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

１．取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額

これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢諸般の事情も考慮して、年額180,000千円以内(うち社外取締役20,000千円以内)とさせていただきたいと存じます。

２．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の発行

長期的な企業価値の増大と取締役報酬を連動させることにより、当社の取締役が株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有し業績向上と株価上昇への意識を高めることを目的に、上記報酬額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を、年額10,000千円以内で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は、次のとおりであります。

記

新株予約権の内容

（1） 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整については、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数については、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（2） 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降、１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株とする。（但し、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整するものとする。）

（3） 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その１株当たりの価額は１円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7)　新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8)　その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

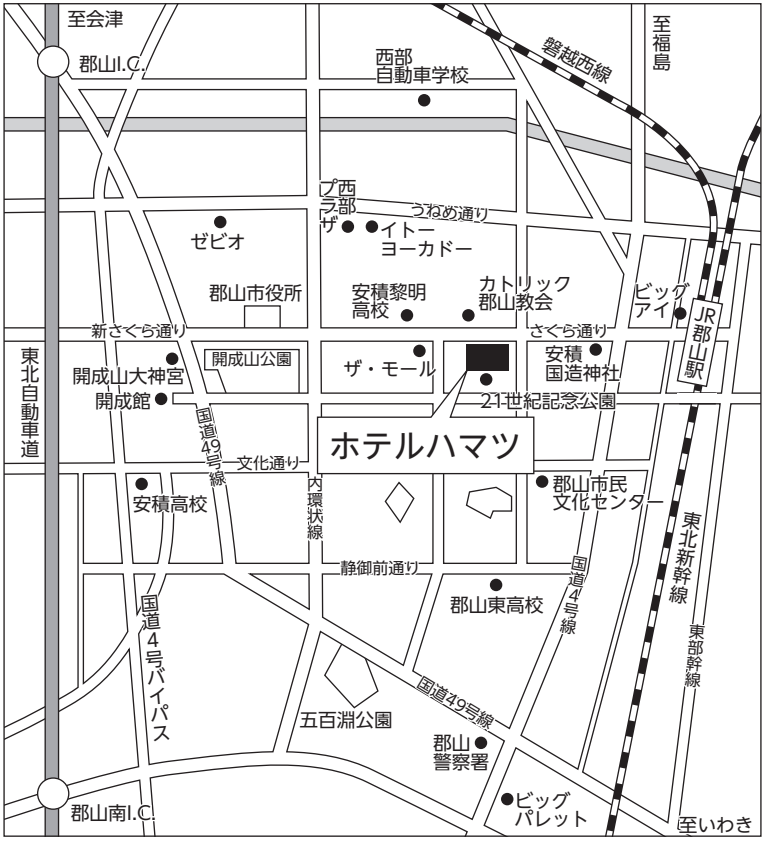
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内略図

福島県郡山市虎丸町３番18号
ホテルハマツ３階　右近の間
電話番号　024（935）1111



●JR…東北新幹線で郡山駅まで
　東京駅から　約１時間20分
　仙台駅から　約40分
●JR郡山駅から　徒歩　約20分
　車　約５分

●自動車…東北自動車道（東京より約３時間30分）
　郡山I.C.から　約15分
　郡山南I.C.から　約20分
●福島空港より車で約50分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。